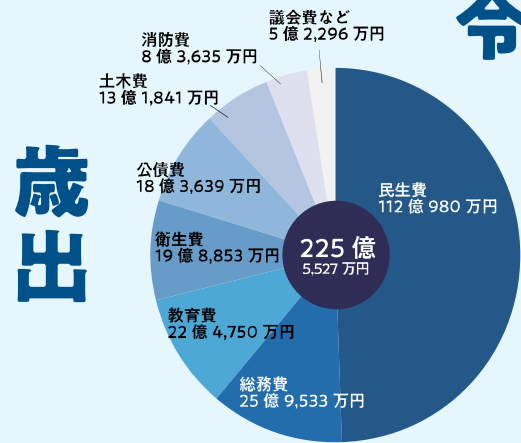


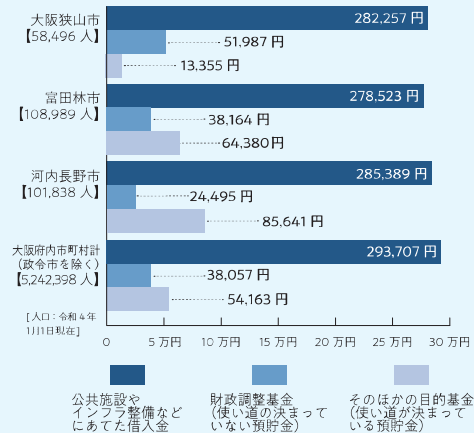
歳出



一般会計と特別会計

[単位:円]				
区 分		歳入合計 (A)	歳出合計 (B)	差引 (A - B)
一般会計		23,389,628,931	22,555,264,534	834,364,397
特別会計	国民健康保険	6,588,819,745	6,372,340,187	216,479,558
	介護保険	5,414,126,380	5,190,062,286	224,064,094
	後期高齢者医療	1,082,524,173	1,042,297,238	40,226,935
	池尻財産区	6,807,140	6,807,140	0
	半田財産区	2,802	2,802	0
	東野財産区	5,384,347	5,384,347	0
	今熊財産区	66	66	0
	岩室財政区	1,854,754	1,854,754	0
	茱萸木財政区	8,500	8,500	0
特別会計 計		13,099,527,907	12,618,757,320	480,770,587
合 計		36,489,156,838	35,174,021,854	1,315,134,984

市民1人あたりの借入金と預貯金



令和3年度決算公表

一般会計の歳出の総額は225億5,527万円でした。ワクチン接種事業(衛生費)や子育て世帯への臨時特別給付金(民生費)などが増加した一方、特別定額給付金事業(総務費)や消防広域化(消防費)、GIGAスクール関連の初期投資経費(教育費)などが大幅に減少したため、歳出総額では前年度より44億2,747万円減少しました。

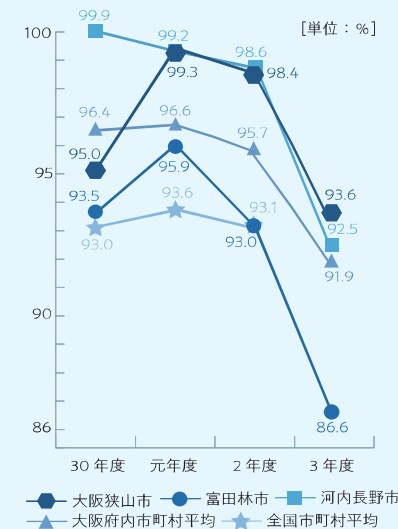
(参考) 令和2年度内訳 民生費:95億7,890万円 総務費:83億8,289万円 教育費:25億6,567万円 衛生費:17億8,345万円 公債費:17億7,238万円 土木費:12億2,888万円 消防費:11億5,382万円 議会費など:5億1,675万円

一般会計は、地方公共団体の会計の中心となるもので、基本的な行政運営経費を経理しています。特別会計は、特定の事業の歳入と歳出を一般会計とは区別して、個別に経理する会計です。

財政の弾力性を判断する指標

経常収支比率

経常収支比率とは、毎年支出しなければならない経費(経常的経費)に対し、毎年決まって入ってくる収入(経常的収入)をどの程度あてているかを見る比率です。この比率が高くなるほど、新しい事業や公共施設の整備などの投資的な経費へあてるお金が少なくなり、財政運営は厳しくなります。



一般会計の歳入の総額は233億8,963万円でした。地方交付税(普通交付税や特別交付税など)は、38億5,951万円と昨年度に比べ増加する一方で、特別定額給付金給付事業の皆減に伴い、国庫支出金が大幅に減少したことにより、歳入総額では前年度より37億5,983万円減少しました。

(参考) 令和2年度内訳 市税:73億9,971万円 使用料・手数料など:9億849万円 地方交付税:31億1,484万円 国庫支出金:108億4,496万円 府支出金:18億1,246万円 市債:15億4,290万円 地方譲与税など:15億2,610万円

用語解説

■自主財源

市税、使用料・手数料、諸収入など、市が自ら調達できる財源。歳入全体に占める自主財源の割合が高くなるほど、財政が安定し、自主性も高まる

■依存財源

国や都道府県から定められた額を交付される国庫・府支出金、地方交付税、市債などの財源

■市税

市に納められる税金で、全体の約9割が市民税と固定資産税

■地方交付税

一定の行政サービスの水準を維持するために国から交付されるもの

■国庫・府支出金

特定の事業を行う際に、その経費の財源として国や大阪府から支出されるもの

■市債

主に建設事業の資金として、国や金融機関などから借り入れた財源

■地方譲与税

国税として徴収した税金を国から地方公共団体に譲与されるもの

財政の健全度を判断する指標

平成19年6月に定められた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年、健全化判断比率(4つの指標)を公表しています。下水道事業会計については、資金不足比率を公表しています。

健全化判断比率

市は右表の4つの指標すべてで「早期健全化基準」と「財政再生基準」を下回り、財政状況は健全であると言えます。4つの指標(右表①~④)のいずれかが早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化に取り組むことになります。さらに比率が悪化し、財政再生基準を超えると「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定し、国などの関与による確実な財政の再生に取り組むことになります。

資金不足比率

資金不足比率とは、「資金不足額」を「事業の規模」と比較し、経営の深刻度を示すもので、資金不足比率が経営健全化基準(20%)を超えると、経営健全化計画を策定しなければなりません。市の下水道事業会計は資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当ありません。

用語解説

■実質赤字比率 一般会計など(普通会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模(国から見た市町村の財政的な規模)に対する比率
■連結実質赤字比率 全会計を対象とした実質赤字(または資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
■実質公債費比率 一般会計などが負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率
■将来負担比率 一般会計などが将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率
■普通会計 地方財政統計上、地方公共団体間の財政比較などのために用いられる統一的な会計区分

健全化判断比率	大阪狭山市の状況	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	該当なし(△6.26%)	12.94%	20.00%
②連結実質赤字比率	該当なし(△13.59%)	17.94%	30.00%
③実質公債費比率	3.0%	25.00%	35.00%
④将来負担比率	該当なし(△11.63%)	350.00%	

資金不足比率	下水道事業会計
事業規模① [千円]	894,972
資金不足額②	—
資金不足比率②/①	該当なし
経営健全化基準 [%]	20.00